

新旧対照表

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

新	旧
<p>(医療保護入院の届出)</p> <p>第十三条 法第三十三条第七項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に定める届出書を提出して行わなければならない。</p> <p>一 法第三十三条第一項又は第二項の規定による措置を採った場合 医療保 護入院者の入院届 (別記第十号様式)</p> <p>二 法第三十三条第一項又は第二項の規定による措置を採ろうとする場合に おいて同条第三項後段の規定による措置を採った場合 特定医師による医 療保護入院者 (第三十三条第一項又は第二項) の入院届 (別記第十号様式 の三)</p> <p>全部改正〔平成一九年規則五八号〕、一部改正〔平成二六年規則二 九号〕</p> <p>(手帳の交付申請)</p> <p>第十八条 法第四十五条第一項及び施行令第九条第一項の規定による申請は、 障害者手帳交付申請書 (別記第十六号様式) を提出して行わなければならな い。</p> <p>2 法第四十五条第三項 (同条第五項において準用する場合を含む。) の規定 による通知は、通知書 (別記第十七号様式) によるものとする。</p> <p>3 施行規則第二十三条第二項第一号に規定する診断書は、診断書 (精神障害 者保健福祉手帳用) (別記第十八号様式) とする。</p> <p>追加〔平成七年規則八六号〕、一部改正〔平成二二年規則一一一号・ 一五年五三号・一九年五八号・二六年二九号〕</p>	<p>(医療保護入院の届出)</p> <p>第十三条 法第三十三条第七項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に定める届出書を提出して行わなければならない。</p> <p>一 法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採った場合 医療保 護入院者の入院届 (別記第十号様式)</p> <p>二 法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採ろうとする場合に おいて同条第四項後段の規定による措置を採った場合 特定医師による医 療保護入院者 (第三十三条第一項又は第三項) の入院届 (別記第十号様式 の三)</p> <p>全部改正〔平成一九年規則五八号〕、一部改正〔平成二六年規則二 九号〕</p> <p>(手帳の交付申請)</p> <p>第十八条 法第四十五条第一項及び施行令第九条第一項の規定による申請は、 障害者手帳交付申請書 (別記第十六号様式) を提出して行わなければならな い。</p> <p>2 法第四十五条第三項 (同条第五項において準用する場合を含む。) の規定 による通知は、通知書 (別記第十七号様式) によるものとする。</p> <p>3 施行規則第二十三条第一号に規定する診断書は、診断書 (精神障害者保健 福祉手帳用) (別記第十八号様式) とする。</p> <p>追加〔平成七年規則八六号〕、一部改正〔平成二二年規則一一一号・ 一五年五三号・一九年五八号・二六年二九号〕</p>